

準則見直し検討の基本的方針について

1. 今回の準則見直し検討の前提

平成11年に、「川の365日」を重視した河川行政を展開するため現行準則（以下「準則」という。）を制定したところであるが、今回の見直しは、その後も河川敷地の多様な利用等について引き続き要望があることを踏まえ、所要の見直しを検討するものである。

2. 今回の準則見直しの検討点

準則についての、各河川管理者等からの見直し提案等（前回河川分科会資料「河川敷地占用許可制度についての見直しの提案について」）を踏まえて、今回は次の点を中心に検討する。

（1）例えば次のような占用許可対象施設を追加するかどうか検討する。

- ・ 地域の防災活動に必要な施設（防災用等ヘリコプター離発着場、防災倉庫等）
- ・ 河川空間を活用した街づくりに資する施設（占用施設と一体のものとなっている以外の売店・休憩所・便所等）
- ・ 環境教育のために必要な施設（環境教育を行うための研修施設・倉庫等）
- ・ その他施設（電気通信事業関連施設、公共船着場の料金所・休憩所、公共基準点、水質測定用採水施設、築、川床、歴史的建造物、水田、畑、漁業関連施設、家庭菜園等）

（2）包括占用許可制度をより一層活用する方策がないか（H11年以降の件数7件）。

（3）占用主体の拡大の要望（NPO法人等）にどう対応するか。

なお、NPO法人は、特定非営利活動促進法に基づいて、「不特定かつ多様なものの利益の増進に寄与することを目的」とした非営利の団体であり、所轄庁である都道府県知事の認証により設立されるが、10人以上の社員を要する等の一定の要件を満たした場合には所轄庁はその設立を認証しなければならないとされており、設立について自由裁量許可により運用上厳しい取扱いがなされている民法上の公益法人とは異なる。

（4）現在、占用許可案件全部について行うこととされている市町村意見聴取を、審査手続期間の短縮化等の要請等に応え、一部の案件（継続して占用許可する案件、事業認定案件等）について、省略できないか。

（5）その他

- ・ 景観法制定に伴う条項整理及び社会実験関係の条項整理
- ・ 占用許可対象施設の拡大については、環境等に対する配慮が必要